

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例

東近江市営住宅条例（平成17年東近江市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	新大森団地	大森町、尻無町	昭和44年度	同
	同	同	昭和45年度	同
	同	同	昭和46年度	同
	同	尻無町	平成30年度	中層耐火構

造五階建	を	新大森団地	尻無町	平成30年度	中層耐火構
		に改める。			

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

提案理由

市営新大森団地改築（第三期）工事に伴う既存市営住宅解体工事が完了することから、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。